

第 29 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 11 月 8 日 (水) 15 時 00 分～16 時 30 分

2. 場所 黒部市役所 2 階 201、202 会議室

3. 出席委員 23 名

農業委員 12 名

2 番 山本 隆淑 3 番 山本 隆 4 番 高村 茂良 5 番 橋本 喜洋

6 番 能澤 喬之 7 番 岩井 竹志 8 番 船屋 裕子 9 番 大坪 敏郎

10 番 宮崎 誠一 12 番 中島 淨 13 番 佐々木 智 14 番 中坂 稔

農地利用最適化推進委員 11 名

川端 数美 千代 眞次 高野 隆司 稲澤 一彦

寺崎 俊弘 氷見 康弘 臼田 清嗣 松島 進

前田 優 米陀 助一 山本 秀治

4. 欠席委員 4 名

1 番 中野 貴代美、11 番 松岡 高生、山本 勝、中 康史

5. 農業委員会事務局 4 名

事務局長 平野 孝英

係 長 小森 亘

主 任 中陳 栄

主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 102 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 103 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 104 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 29 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

大坪敏郎委員、宮崎誠一委員の両委員を指名します。

会 長：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

中野 貴代美委員、松岡 高生委員、山本 勝推進委員、中 康史推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 102 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」審議を行います。

事務局より説明願います。

◎議案第 102 号

事 務 局:議案第 102 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。
3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 田家地区 田家野〇〇番外 2 筆 地目：田及び畑の計 2,335 m²について。

譲受人：黒部市田家野 〇〇さんへ

譲渡人：石川県小松市八里台 〇〇さん、石川県河北郡津幡町字潟端 〇〇さんからの所有権移転であり、理由は売買です。

譲渡人は姉妹であり、父親の所有地を相続によって所有権を 1/2 ずつ持つことに至った経緯があります。相続はしたものの、両名とも県外に住んでおり遠方から維持管理することが難しく、雑草を繁茂させてしまう事が何度かありました。一方、譲受人は該当農地の北側に住んでおり、雑草が繁茂した時など虫が家に入り込み困っていたとのことです。また、雑草が繁茂したことによって山からサルやイノシシが下りて近隣の住民や近くにある田家保育所関係者が不安を感じていたとのことです。

今回、譲受人が購入し、適正な管理を行うことで地域や自宅に入る虫も減るならばと購入に至りました。今後は、もともと所有する約 55 a の農地と合わせて管理することです。

今後の利活用や、譲受人の通作距離など、有効的な活用が見込まれるため、申請あたって問題はないと考えられます。

〈2 番〉 下立地区 宇奈月町下立字上角内〇〇番〇外 2 筆 地目：田及び畑の計 578 m²について。

譲受人：黒部市宇奈月町下立 3085 番地 〇〇さんへ

譲渡人：黒部市宇奈月町浦山 791 番地 12 〇〇さんからの所有権移転であり、理由は売買です。

譲渡人は、以前から該当の農地の耕作者を探していましたが、面積も 5 a ほどで狭く、形も「L」を逆にした土地で機械が入りづらく、農地の真横に 2 階建て住居があり日照条件が悪いなど、耕作者をすぐに見つけることができませんでした。その折、親戚である譲受人から耕作をすると声があり、現在に至っております。

譲受人は該当農地で耕作しており、今後も畑作によりキャベツ、ネギ、フキ、シソなど耕作する予定です。

関係者の同意や、土地の耕作と所有の一致により今後の安定的な営農が見込まれるため申請あたって問題はないと考えられます。

以上、計 2 件 6 筆 2,913 m²です。事務局から以上です。

会 長：それでは、議案第 102 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2 番の案件について、下立地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 102 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第 103 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」、審議いたします。事務局より説明願います。

◎議案第 103 号

事 務 局：議案第 103 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてですが、3 件ございます。5 ページをご覧ください。

〈1 番〉 荻生地区 荻生字新堂〇〇番〇 地目：田 現況：田の 1 筆 284 m²について。

譲受人 黒部市立野 〇〇さん、〇〇さん へ

譲渡人 射水市三ヶ 〇〇さん からの所有権移転であり、転用目的は一般住宅用地です。

譲受人はご夫婦で、現在は石田地内のアパートで子供と 3 人で暮らしております。今後の子育てと住環境を考え、区画整理地内で条件の良い本申請地にて住宅を建築するため申請となりました。申請地には 2 階建て木造住宅を建築予定です。

前回の総会でも複数の申請が区画整理事業の区域内であり、今回も申請がありましたので改めて区画整理事業についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

区画整理とは整備が必要とされる市街地の一定の区域内等において、土地所有者等からその所有する土地の面積や場所に応じて少しずつ土地を提供（減歩＝げんぶ）してもらい、これを道路や公園などの公共施設用地等にあてて整備することにより残りの宅地などの土地の利用価値を高める事業のことをいいます。

よくある道路拡幅の事業などは、道路整備に必要な用地を取得し、物件移転補償を行って整備する事業＝「線的整備」と言われておりますが、この区画整理事業は「面的整備」と言われ、用地買収や移転補償は行わず、土地の再配置などの整理（換地）や減歩によって道路整備など行う事業となります。

資料 1 の 2 枚目には三日市地区の土地区画整理事業の概要を掲載しておりますのご確認ください。

〈2 番〉 田家地区 山田〇〇番〇 地目：田 現況：田の 1 筆 401 m²について。

譲受人 魚津市島尻 〇〇へ

譲渡人 黒部市山田 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は注文住宅建築用

地です。

譲受人は建築をメインとする会社であり、位置図にありますとおり山田地内において令和2年12月と令和4年2月、今年2月にも譲渡人所有地を住宅用地に転用した実績があり、全て完了しております。申請地には1区画分の注文住宅を建築する予定です。申請地は、前面道路に上下水2管が埋設しており、申請地から概ね500m以内にたかせ小学校、黒部温泉病院など教育施設、医療施設がある「公共施設整備済区域」となり、農地区分としては原則許可となる第3種農地となります。

〈3番〉 田家地区 山田〇〇番〇 地目：田 現況：田の1筆 850㎡について

譲受人 魚津市島尻 〇〇へ

譲渡人 黒部市山田 〇〇さん からの所有権移転であり、転用目的は注文住宅建築用地です。

譲受人については2番で説明したとおりですが、魚津市に近い山田地で住宅を求める若い人たちの要望が多いので注文住宅建築用地として造成し、建物と一体として販売する計画です。

申請地には1区画283㎡の分譲地を3区画整備予定です。

申請地は、前面道路に上下水2管が埋設しており、申請地から概ね500m以内にたかせ小学校、黒部温泉病院など教育施設、医療施設がある「公共施設整備済区域」となり、農地区分としては原則許可となる第3種農地となります。

以上、3件 3筆 1,535㎡です。議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第103号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。1番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番と3番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

会 長：打ち合わせでも話した犬走りの件はどうなったか。

事務局：犬走りの件は、具体的な回答はありませんが、隣接の耕作に影響ないように施工はしますという回答となっています。

会 長：転用によって住宅団地となり、隣接農地の犬走りがなくなることや境界への立ち入りについてのトラブルなど、ほかの市町村で増えていると県の会議でも出ている。建築の業界の中でもそういう話を聞く。これから地区担当の農業委員の現地確認の際や、事務局でも隣接農地との境界での対応について確認するなどお願いします。

A委員：造成時に通路をかけたか、隣接の農業者が通行するなどを必ず開発業者さんは、購入者へ必ず伝えるべきじゃないかと思う。そうしないと、農地所有者と後々トラブルも見えてしまうと思うので確認した方がいい。

会 長：他に意見はありますか。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第103号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第104号「令和5年度黒部市農用地利用集積計画について」審議いたします。

本議案について、当委員会の〇〇委員、〇〇推進委員に関することが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。それでは事務局から説明願います。

◎議案第104号

事務局：議案第104号 農用地利用集積計画について説明いたします。8ページをご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和5年9月21日から令和5年10月20日までに受付しました利用権設定についてです。

期間別、利用権設定面積ですが、今回は新規6年未満6,058㎡、新規6年以上7,205㎡、再設定6年未満が0㎡、再設定6年以上が1,501㎡です。

9ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

大布施地区	1件	7,205㎡
下立地区	2件	1,501㎡
浦山地区	2件	6,058㎡

総件数は5件で、利用権設定面積は14,764㎡となっております。

10ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回はありませんでした。

11ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積1,091万2,350㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、43.4%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積212万1,708㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、設定率8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

会長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第104号 令和5年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員、〇〇推進委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(16時30分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____

議事録署名委員 9 番 _____

10 番 _____